

監査の結果（平成 28 年 8 月 19 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 26 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 9 機関である。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	県立三次看護専門学校	平成 28 年 6 月 9 日	平成 28 年 5 月 24 日	実地	2
2	県立三次高等技術専門校	平成 28 年 6 月 2 日	平成 28 年 5 月 20 日	実地	4
3	県立広島観音高等学校	平成 28 年 6 月 1 日	平成 28 年 6 月 1 日	実地	5
4	県立高陽東高等学校	平成 28 年 8 月 19 日	平成 28 年 6 月 3 日	書面	6
5	県立安芸南高等学校	平成 28 年 8 月 19 日	平成 28 年 6 月 7 日	書面	8
6	県立福山商業高等学校	平成 28 年 8 月 19 日	平成 28 年 6 月 1 日	書面	9
7	県立総合技術高等学校	平成 28 年 6 月 7 日	平成 28 年 6 月 7 日	実地	10
8	県立広島中央特別支援学校	平成 28 年 8 月 19 日	平成 28 年 6 月 2 日	書面	12
9	県立呉南特別支援学校	平成 28 年 5 月 25 日	平成 28 年 5 月 25 日	実地	13

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 県立三次看護専門学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 看護師の養成
- ・所在地 三次市東酒屋町字敦盛 518 番地 1
- ・教職員数（平成 28 年 4 月 1 日現在）
本務者数 30 人
非常勤講師数・非常勤嘱託員数 119 人
- ・学生の状況

課 程	全日制							計
	第一看護学科				第二看護学科			
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	計	
総定員（人）	60	60	60	180	20	20	40	220
学生数（人）	61	61	64	186	21	20	41	227
充足率（%）	101.7	101.7	106.7	103.3	105.0	100.0	102.5	103.2
卒業生の 進路状況	就 職	56 人(91.8%)			15 人(88.2%)			71 人(91.0%)
	進 学	0 人(0.0%)			0 人(0.0%)			0 人(0.0%)
	その他	5 人(8.2%)			2 人(11.8%)			7 人(9.0%)
	計	61 人(100.0%)			17 人(100.0%)			78 人(100.0%)

(注)・「学科・学年」の学生数等は、平成 28 年 4 月 8 日現在である。

- ・「卒業生の進路状況」は、平成 27 年度（平成 28 年 3 月末現在）である。
- ・「就職」の状況は、看護師として医療機関に就職した者である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 借受物品の管理について

次の借受物品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受物品	・図書情報提供システム 1 式 ・ファイアウォール機器 1 台
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

イ 賃貸借契約における事務処理について

次の賃貸借契約における事務処理において、法令等で規定する随意契約とすることができる場合のいずれにも該当しないにもかかわらず、随意契約を行っていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	病院実習に係る移送バス等の借上業務（平成 28 年度）
-----	-----------------------------

根 拠	地方自治法第 234 条 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項
-----	--

2 県立三次高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 職業能力開発促進法に定める職業訓練の実施
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・ 所在地 三次市十日市南六丁目14番1号
- ・ 組織体制 2課（庶務課，訓練課）
- ・ 職員数 13人（平成28年4月1日現在の常勤職員数）
- ・ 職業訓練実施状況（平成27年度）

ア 施設内訓練

科名	訓練課程	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
自動車整備科(1年)	普通	2年	20	14	14	(10)	—
自動車整備科(2年)			20	17	16	11	11
溶接加工科	普通	1年	20	7	6	5	5
	短期			0	0	0	0
建築科	普通	1年	20	9	9	6	6
	短期			0	0	0	0
介護サービス科(前期)	短期	6か月	20	16	13	10	7
介護サービス科(後期)	短期	6か月	20	10	9	6	2
合 計			120	73	67	38	31

注：自動車整備科1年の修了者数は、進級者数。

イ 在職者訓練

専攻科目名	訓練期間	定員	受講者数	修了者数
建設機械整備技能検定受検対策	2日	20	20	19
J I S溶接検定受検対策講習 I	2日	20	11	8
J I S溶接検定受検対策講習 II	2日	20	8	5
合 計		60	39	32

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3 県立広島観音高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市西区南観音町4番10号
- ・教職員数（平成28年5月1日現在）
 - 全日制 本務者数 61人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12人
 - 定時制 本務者数 11人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 8人
- ・生徒の状況

課 程		全日制				定時制				
		総合学科				普通科				
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員（人）		240	240	280	760	40	40	40	40	160
生徒数（人）		242	238	276	756	32	28	20	9	89
充足率（％）		100.8	99.2	98.6	99.5	80.0	70.0	50.0	22.5	55.6
退学者（人）		4（1）				10（0）				
休学者（人）		2				6				
進 学 就 職	大学・短大	227人（84.1%）				2人（9.5%）				
	専修・各種	39人（14.4%）				0人（0.0%）				
	就 職	3人（1.1%）				17人（81.0%）				
	その他	1人（0.4%）				2人（9.5%）				

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、平成28年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」の状況は、平成27年度（平成28年3月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

4 県立高陽東高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市安佐北区落合南八丁目 12 番 1 号
- ・教職員数（平成 28 年 5 月 1 日現在）
 - 本務者数 58 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 19 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
学科・学年等		総合学科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	240	240	240	720
生徒数	(人)	240	240	236	716
充足率	(%)	100.0	100.0	98.3	99.4
退学者	(人)	2 (0)			
休学者	(人)	0			
進 学 就 職	大学・短大	148 人 (61.9%)			
	専修・各種	67 人 (28.0%)			
	就 職	19 人 (7.9%)			
	その他	5 人 (2.1%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 28 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 27 年度（平成 28 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	産業廃棄物収集・運搬及び処分業務（平成 27 年度）
-----	----------------------------

ア 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、産業廃棄物の引渡しと同時に、必要事項を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならないが、これを交付していないものがあった。

根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 1 項
-----	---------------------------------

イ 産業廃棄物の運搬又は処分の委託契約書については、法令により記載すべき事項が定められているが、記載されていないものがあった。

根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号ロ
----	---

5 県立安芸南高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市安芸区矢野西二丁目15番1号
- ・教職員数（平成28年5月1日現在）
 - 本務者数 49人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7人
- ・生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		200	240	240	680
生徒数（人）		201	234	234	669
充足率（％）		100.5	97.5	97.5	98.4
退学者（人）		4（0）人			
休学者（人）		0人			
進学就職	大学・短大	185人（78.7％）			
	専修・各種	38人（16.2％）			
	就職	11人（4.7％）			
	その他	1人（0.4％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、平成28年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成27年度（平成28年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 県立福山商業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市水呑町 3535 番地
- ・教職員数 (平成 28 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 45 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7 人
- ・生徒の状況

課 程	全 日 制											
	情報ビジネス科				流通経済科				計			
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)	80	80	80	240	120	160	160	440	200	240	240	680
生徒数 (人)	75	58	55	188	120	111	98	329	195	169	153	517
充足率 (%)	93.8	72.5	68.8	78.3	100.0	69.4	61.3	74.8	97.5	70.4	63.8	76.0
退学者 (人)	4 (0)				30 (0)				34 (0)			
休学者 (人)	0				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	4 人 (6.3%)			7 人 (7.1%)				11 人 (6.7%)			
	専修・各種	28 人 (43.8%)			24 人 (24.2%)				52 人 (31.9%)			
	就 職	28 人 (43.8%)			49 人 (49.5%)				77 人 (47.2%)			
	その他	4 人 (6.3%)			19 人 (19.2%)				23 人 (14.1%)			

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成 28 年 5 月 1 日現在である。

・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成 27 年度 (平成 28 年 3 月末現在) である。

・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

7 県立総合技術高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 三原市本郷南五丁目 25 番 1 号
- ・教職員数 (平成 28 年 5 月 1 日現在)
 本務者数 74 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 20 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制											
		電子機械科				情報技術科				環境設備科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		38	36	39	113	37	33	37	107	35	28	40	103
充足率 (%)		95.0	90.0	97.5	94.2	92.5	82.5	92.5	89.2	87.5	70.0	100.0	85.8
退学者 (人)		0 (0)				0 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		0				1				0			
進 学 就 職	大学・短大	3 人 (7.9%)				18 人 (54.5%)				4 人 (12.9%)			
	専修・各種	7 人 (18.4%)				4 人 (12.1%)				3 人 (9.7%)			
	就 職	28 人 (73.7%)				11 人 (33.3%)				24 人 (77.4%)			
	その他	0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)			

課 程		全 日 制											
		現代ビジネス科				人間福祉科				食デザイン科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		41	37	37	115	40	39	39	118	40	37	40	117
充足率 (%)		102.5	92.5	92.5	95.8	100.0	97.5	97.5	98.3	100.0	92.5	100.0	97.5
退学者 (人)		0 (0)				0 (0)				1 (0)			
休学者 (人)		1				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	5 人 (13.5%)				16 人 (41.0%)				14 人 (36.8%)			
	専修・各種	9 人 (24.3%)				16 人 (41.0%)				7 人 (18.4%)			
	就 職	21 人 (56.8%)				6 人 (15.4%)				17 人 (44.7%)			
	その他	2 人 (5.4%)				1 人 (2.6%)				0 人 (0.0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 28 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 27 年度 (平成 28 年 3 月末現在) である。

・「退学者」の（ ）内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8 県立広島中央特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 視覚障害のある幼児・児童・生徒に対する教育の実施
- ・所在地 広島市東区戸坂千足二丁目1番4号
- ・教職員数（平成28年5月1日現在）
 本務者数 91人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 6人
- ・生徒の状況

部・学年等	幼稚部	小学部							中学部				高等部				合計	
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計		
男子（人）	4	0	3	0	0	1	2	6	4	3	2	9	7	11	8	26	45	
女子（人）	1	2	0	2	1	2	0	7	1	1	2	4	7	1	6	14	26	
合計（人）	5	2	3	2	1	3	2	13	5	4	4	13	14	12	14	40	71	
卒業者（人）	—	—							2				12				14	
進学就職	進学	—	—							2人（100%）				2人（16.7%）				4人
	就職	—	—							人（ % ）				9人（75.0%）				9人
	その他	—	—							人（ % ）				1人（8.3%）				1人

注 「部・学年」の生徒数等は、平成28年5月1日現在である。

「卒業者」、「進学就職」の状況は、平成27年度（平成28年3月末現在）である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

郵便切手の管理について

郵便切手の受払いについて、郵便切手類出納簿（以下、「出納簿」という。）と使用簿を、切手の使用の都度記載していなかったため、出納簿と使用簿の使用枚数及び使用した日が一致していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県物品管理規則第5条，第41条 郵便切手等の管理について（平成23年12月22日付け 教育委員会事務局管理部 総務課長通知）
----	--

9 県立呉南特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 聴覚障害及び知的障害のある幼児・児童・生徒に対する教育の実施
- ・ 所在地 呉市阿賀中央五丁目 13 番 71 号
- ・ 教職員数 (平成 28 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 84 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 2 人
- ・ 生徒の状況

障害区分	部・学年等	幼稚部			小学部						中学部				高等部				
		4 歳	5 歳	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
聴覚障害	男子 (人)	5	2	7	1	1					2		1		1				0
	女子 (人)			0	1	1		1			3	1	1	1	3				0
	合計 (人)	5	2	7	2	2		1			5	1	2	1	4				0
知的障害	男子 (人)			0	9	6	4	3	1	5	28	10	4	5	19	13	16		29
	女子 (人)			0	8	1	1	4		1	15	3	4	1	8	14	6		20
	合計 (人)			0	17	7	5	7	1	6	43	13	8	6	27	27	22	0	49
合計	男子 (人)	5	2	7	10	7	4	3	1	5	30	10	5	5	20	13	16		29
	女子 (人)			0	9	2	1	5		1	18	4	5	2	11	14	6		20
	合計 (人)	5	2	7	19	9	5	8	1	6	48	14	10	7	31	27	22	0	49
進学就職	進学	—			—						3 人 (100.0%)				0 人 (0.0%)				
	就職	—			—						0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)				
	その他	—			—						0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)				

注 「部・学年」の生徒数等は、平成 28 年 5 月 1 日現在である。

「進学就職」の状況は、平成 27 年度 (平成 28 年 3 月末現在) である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	許可内容	徴収すべき期限	納入通知書発行日	納入期限	使用料 (年額)
土地	電柱 (1 本) 支線 (1 条)	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 7 日	平成 27 年 5 月 21 日	3,000 円
	雨水排水管	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 7 日	平成 27 年 5 月 21 日	140 円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条				

イ 毒物及び劇物の規程の整備及び管理について

毒物及び劇物について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 毒劇物を貯蔵，陳列等する場所は，その他のものを貯蔵，陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとする必要があるが，保管場所に毒物及び劇物以外のものが混在していた。

根 拠	毒物及び劇物取締法第 11 条第 1 項 毒物及び劇物の保管管理について (昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号厚生省薬務局長通知)
-----	---

- (イ) 毒物及び劇物の容器及び被包には，「医薬用外」の文字を表示するとともに，毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を，劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが，保管容器にこれらの表示のないものがあつた。

根 拠	毒物及び劇物取締法第 12 条第 1 項
-----	----------------------

- (ウ) 毒物及び劇物の管理について，平成 28 年度には毒物劇物危害防止規定が定められたが，平成 27 年度（本校化の初年度）には，毒劇物の在庫量の定期点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の記録が行われていなかった。

根 拠	毒物及び劇物取締法第 11 条第 1 項 毒物劇物危害防止規定について (昭和 50 年 11 月 6 日薬安第 80 号・薬監第 134 号厚生省薬務局安全・監視指導課長連名通知) 毒物及び劇物の保管管理について (昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号厚生省薬務局長通知)
-----	--